

令和5年第3回見附市教育委員会定例会 議事録

○招集日時 令和5年3月24日（金）14時00分

○招集場所 見附市役所 5階委員会室

○会議に付した議件

議第17号 専決処分について（教職員人事の内申について）

議第18号 専決処分について（職員人事の内申について）

議第19号 学校薬剤師の委嘱及び解職について

議第20号 見附市民俗文化資料館運営規則等を廃止する規則の制定について

議第21号 見附市子育て支援センター運営規則の一部を改正する規則の制定について

議第22号 耳取遺跡調査指導委員会設置要綱及び見附市耳取遺跡整備検討委員会設置要綱を廃止する要綱の制定について

議第23号 見附市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第24号 見附市養育費確保支援事業補助金交付要綱の制定について

議第25号 見附市新生児聴覚検査費助成事業実施要綱の制定について

議第26号 見附市放課後児童クラブICT化推進事業補助金交付要綱の制定について

議第27号 見附市不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第28号 見附市妊婦健康診査及び妊婦歯科健診の実施に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第29号 見附市妊娠・出産包括支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第30号 見附市妊産婦、新生児等に対する訪問指導事業及び養育支援訪問事業
実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第31号 見附市紙おむつ用ごみ袋交付要綱の一部を改正する要綱の制定につ
いて

議第32号 見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱の
制定について

議第33号 見附市フッ化物洗口事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制
定について

議第34号 見附市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定に
ついて

議第35号 見附市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱の廃止について

議第36号 見附市教育委員会文書規程の一部を改正する規程の制定について

○出席者（5名）

| | |
|-------|-----------|
| 教 育 長 | 渡 邊 茂 夫 |
| 委 員 | 小 林 弘 武 |
| 委 員 | 小 倉 美 砂 子 |
| 委 員 | 齋 木 可 奈 子 |
| 委 員 | 武 田 信 一 |

○事務局出席者

| | |
|-------------|---------|
| 教育部長兼教育総務課長 | 近 藤 芳 生 |
| 学校教育課長 | 佐 藤 昌 弘 |
| こども課長 | 伴 内 正 美 |

| | |
|--------------|---------|
| まちづくり課長 | 大 野 務 |
| 教育総務課主幹兼課長補佐 | 湊 屋 一 樹 |
| 学校教育課長補佐 | 関 拓 也 |
| こども課長補佐 | 鈴 木 浩 |
| 教育総務課係長 | 山 谷 一 憲 |

14時00分 開会

教 育 長

只今より、令和5年第3回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席者5人全員でございます。

教 育 長

日程第1、議事録署名委員の指名をおこないます。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により齋木委員を指名します。

教 育 長

日程第2、報告1「3月市議会定例会一般質問について」を教育部長より説明願います。

教育部長兼教育総務課長

報告1「3月市議会定例会一般質問について」ご報告いたします。

今回の一般質問の通告で、教育委員会関連の質問は、大坪議員、佐々木議員、渡辺議員、五十嵐議員、小坂井議員、馬場議員、佐野勇議員、加藤議員、信賀議員の9名から質問がありました。その概要について報告いたします。

まず、大坪議員から「喫緊の課題解決のための奨学金拡充について」質問がありました。

市としては、平成24年度から卒業後に市内に住所を有している場合には返還額の一部を免除していることを説明し、市へのUターンや定住促進、市内企業への人材確保といった課題解決に向けて、奨学金の取り組みも含めて検討していくことを答弁しました。

次に、佐々木議員から「若者の人権擁護について」質問がありました。

デートDVの予防教育についての取組として、校長会を通じて各校に協力をお願い

いするとともに、中学校の保健体育の授業で性教育の一環として、デートDVへの知識を学んでいると答弁いたしました。

次に、渡辺議員から「教職員の多忙化解消について」質問がありました。

市の取組として、教職員の働き方改革を推進するため、児童生徒数の多い学校を中心にスクールサポートスタッフの配置や、新しくいじめ不登校対応の嘱託指導主事の配置および出退勤システムを導入したことなどを説明し、学校給食の公会計化も含め教職員の負担軽減に努めていくと答弁いたしました。

次に、五十嵐議員から「GIGAスクール構想における教育環境の現状と活用について」質問がありました。

市内小中特別支援学校に対する学習用端末の配備は完了しており、令和5年度からの持ち帰りができるための整備とWi-Fi環境が未整備の家庭への支援策を説明し、ICT端末を活用した学習状況と、各学校の教師に対するソフト活用の支援体制を答弁いたしました。

次に、小坂井議員から「子育ても医療介護も充実した見附を目指して」質問がありました。

給食費副食費の無償化については、合わせて約2億円を超える予算が毎年必要となり、市単独で実施するのは非常に大きな財政負担を伴うため、現段階では困難であることを説明し、子育てに係る負担の軽減は、本来、国や県の施策として実施されるべきものであることから、様々な機会を通じて国、県に要望していきたいと答弁いたしました。

次に、馬場議員から「令和5年度予算案について」質問がありました。

避難所となる小中学校の設備について、バリアフリースイレなどの時代に即した学習環境の整備・改善を行うことは、長寿命化計画に合わせて検討していく必要があることを説明し、避難所対応としての整備も長寿命化計画に合わせて検討してい

く必要があることと、名木野小学校の長寿命化計画に伴う整備については、担当部局や学校、地域と協議中であると答弁いたしました。

次に、佐野勇議員から「物価高による学校給食費高騰対策について」の質問がありました。

学校給食の食材の仕入れ状況や仕入れ体制について説明し、野菜等の直接仕入れは集荷方法とコストに課題があること、また短時間で大量の調理を行う必要があることから、ある程度を超える規格外品の使用は難しいことを答弁いたしました。

次に、加藤議員から「見附市の学校給食と有機農業産地づくりについて」の質問がありました。

学校給食では有機栽培米は使用していないことを説明し、地消地産を目指して「見附産米の地消地産とブランド米」の供給、及び「学校給食地場産野菜供給事業」を実施していることを答弁いたしました。

最後に、信賀議員から「学習用タブレット端末の家庭学習と通信環境に対する取り組みについて」と「(仮称)見附市子どもの居場所(屋内施設)について」の質問がありました。

現在、小中学校では学校の裁量において、学習用端末を持ち帰らせることで家庭での学習が進められるようにしていますが、令和5年度から日常的に持ち帰りができるための支援として、Wi-Fi環境が未整備の家庭への支援策を説明し、不登校の児童生徒については、一律にオンライン授業で対応するのではなく、一人一人の実態に応じた最適な学びを、本人や保護者が学校と共に選択できるよう支援していくことを答弁いたしました。

また、子どもの居場所の開館時間については、平日は午後3時から午後5時45分、土日は午前10時から午後4時を予定しており、夏休み中の平日は午前10時から午後5時45分の開館を予定していることと、防犯安全対策として、入館時に

名前等を記入する仕組みや防犯カメラの設置について説明し、災害時の避難所としての利用については、有効であると考えていることから、担当課と施設の役割を協議していくと答弁しました。

以上であります。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問はございませんか。

小林 委員

子どもの居場所の管理についての質問ですが、昨今、不審者などが学校に乗り込む事件が起きていますが、子どもの居場所だけでなく、本来の学校警備の問題についても検討を進めていく必要があると思います。

学校教育課長

学校に対しては、使用しない場所の施錠や、来校者に対しての声かけなどにより、防犯に努めるよう指示を出したところですが、設備面につきましては、今後の検討課題であると考えています。

齋木 委員

次年度からタブレットの持ち帰りが進められるようですが、子どもたちから「タブレットがとても魅力的なので、先生に見つからないように授業中に魅力的なページが開ける」という内容の会話を聞きました。このような状況で持ち帰りが始まり、家でも魅力的なページを開くことができるようになると思います。もちろん保護者への指導も大事ですが、先生と保護者の両輪の理解で、持ち帰りを進めることが大事だと思います。

学校教育課長

タブレットの持ち帰りにつきましては、学校ともしっかりと連携していきたいと思っています。持ち帰りの規定や学校での使い方、リテラシーなどにつきましても

指導していくとともに、ご家庭からもご協力いただきたいと思います。心配な部分もありますが、子どもにとってはメリットもあると思いますので、良い使い方ができるよう指導していきたいと思っています。

教 育 長

他にご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

次に、報告2「地域スポーツ・文化クラブ活動環境整備方針（部活動の段階的地域移行）」についてを学校教育課長より報告願います。

学校教育課長

「地域スポーツ・文化クラブ活動環境整備方針について」ご報告させていただきます。

少子化の影響、教師にとっての業務負担などから、中学校の部活動の地域移行に向けた動きが全国的に始まっております。見附市でもこの20年間で生徒数が大きく減少するとともに、生徒・保護者の多様なニーズが明らかになっており、子どもたちの豊かなスポーツ・文化活動を実現するための環境整備が求められています。

今年度は、検討委員会を立ち上げて「地域スポーツ・文化クラブ活動環境整備方針」を作成しました。環境整備につきましては、スポーツ・文化団体の整備の充実や指導者の質の確保、地域全体での連携など、解決しなければならない課題がありますが、見附市、スポーツ・文化活動団体、学校、保護者、地域が一体となって、新たな活動環境を整備してまいります。

特に、令和5年度から令和7年度までの3年間で「改革推進期間」と位置付けており、令和5年度はモデル種目として、卓球とソフトテニスの活動を開始します。

その後、希望する地域団体による活動を行っていく予定で、令和8年度には見附市

の中学校では、休日に部活動をしなない状態を目標とします。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

小林委員

部活動の動きについては、将来、学校の枠を飛び越えて行かざるを得ないということなのでしょうか。

学校教育課長

子どもたちが学校で行っていた部活動を、今度は地域の中で「自分のやりたいスポーツ・文化活動ができる見附市にしていきたい」ということがゴールの姿です。

武田委員

最近、野球のWBCが盛り上がったところで、たくさんの選手が活躍しました。学校の部活動が地域へ移行することは話が進んでいると思いますが、地域移行によって空白の学年ができてしまうことが心配です。スムーズに移行できるよう検討していただきたいと改めて感じました。

教 育 長

他にご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

次に、報告3「令和4年度 高等学校進学状況（令和5年3月卒業生）について」を学校教育課長より報告願います。

学校教育課長

「令和4年度高等学校等進学状況について」ご報告させていただきます。

中学校卒業生335名中334名の進学が決定しました。残り1名は公立校2次

募集を受験し、結果待ちということです。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

次に、報告4「令和5年度新採用・転入教職員面識会の開催について」を学校教育課長より報告願います。

学校教育課長

「令和5年度見附市新採用・転入教職員面識会」を4月11日（火）午後3時20分より、見附市文化ホール「アルカディア」の小ホールにて開催する予定です。見附市教職員として職責を果たすことを誓う契機とするとともに、見附市の概略と学校教育の基本方針について理解を進め、転入教職員と市長及び市教委関係者、転入者同士の面識、交流を図るために開催するものであります。教育委員の皆様よりご出席いただきますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

次に、日程第3、議第17号「専決処分について（教職員人事の内申について）」並びに、議第18号「専決処分について（職員人事の内申について）」を議題といたします。

本2案につきましては、既に専決処分された議案ではありますが、地方教育行政

の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きに規定する「人事に関する事件」に該当しますので、本議案の審査は「非公開」にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

従って、本2案の審査は「非公開」とすることとし、審査を進めることとします。

事務局は、議事録の調整につき、対応をお願いします。

----- ここから非公開審議 -----

----- ここまで非公開審議 -----

教 育 長

ここで、非公開と決定しました議第17号、第18号の審議が終了しましたので、事務局は、議事録の調整をお願いします。

教 育 長

次に、議第19号「学校薬剤師の委嘱及び解職について」を議題とします。学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第19号「学校薬剤師の委嘱及び解職について」ご説明いたします。

長岡市薬剤師会より、学校薬剤師変更の申し入れがあり、後任の学校薬剤師については、同薬剤師会より推薦があり適任であると考えました。

つきましては、学校薬剤師として、上北谷小学校の笹本茉央さんへの委嘱と、岡地史夏さんの解職、西中学校の小出真穂さんへの委嘱と、桐原清敏さんの解嘱お願いするものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第20号「見附市民俗文化資料館運営規則等を廃止する規則の制定について」を議題とします。教育部長に説明を求めます。

教育部長兼教育総務課長

議第20号「見附市民俗文化資料館運営規則等を廃止する規則の制定について」を説明いたします。

令和5年度の組織改正において、教育委員会所管の民俗文化資料館及び文化財の保護に関する事務が市長部局の所管となり、事務の権限を教育委員会から市長へ移管することから、関連する教育委員会規則を廃止するため規則の制定を行うものです。教育委員会規則を廃止して、市長部局において見附市規則の制定を行うことになり、条文において、廃止する規則を定めるものです。

附則におきまして、施行期日を令和5年4月1日と定め、また、附則の中で経過措置を定め、施行日以前の効力について定めるものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第21号「見附市子育て支援センター運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第21号「見附市子育て支援センター運営規則の一部を改正する規則の制定について」を説明いたします。

一部改正の理由でございますが、子育て支援センターの現在の運営実態と規則の整合を図るための改正であり、休館日を12月29日から翌年1月3日までに改め、その他については、市長が必要と認めるときに変更することができるものがあります。

附則としまして、この規則は、交付の日から施行するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第22号「耳取遺跡調査指導委員会設置要綱及び見附市耳取遺跡整備検討委員会設置要綱を廃止する要綱の制定について」を議題とします。教育部長に説明を求めます。

教育部長兼教育総務課長

議第22号「耳取遺跡調査指導委員会設置要綱及び見附市耳取遺跡整備検討委員会設置要綱を廃止する要綱の制定について」を説明いたします。

議第20号と同様に、令和5年度の組織改正において、教育委員会所管の民俗文化資料館及び文化財の保護に関する事務が市長部局の所管となり、事務の権限を教育委員会から市長へ移管することから、耳取遺跡調査指導委員会設置要綱及び見附市耳取遺跡整備検討委員会設置要綱を廃止するため要綱の制定を行うものです。教育委員会要綱を廃止して、市長部局において見附市要綱の制定を行うこととなります。条文において、廃止する規則を定めるものです。

附則におきまして、施行期日を令和5年4月1日と定めるものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第23号「見附市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第23号「見附市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について」
ご説明いたします。

改正の理由でございますが、令和2年度に国の就学援助費制度が改正され、援助費の種類に「オンライン学習通信費」が追加されました。令和5年度から市内学校において、学習用端末の家庭への持ち帰りが本格的に開始されることに伴い、条文第3条、援助費の種類に「オンライン通信費」を加え、必要な経費の補助を市が行うものでございます。

附則におきまして、要綱は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

小倉 委員

オンライン通信費とは、家庭に持ち帰った時の通信費でしょうか。

学校教育課長

今、考えているのは、学習用端末を家庭に持ち帰った時に、Wi-Fi環境がない家庭に対し、教育委員会からWi-Fiのモバイルルーターを無償で貸し出すこととしております。その際、ルーターを使った時の通信費は各家庭で負担していただきますので、その年間費用14,000円を支援するというものであります。

教 育 長

他に質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第24号「見附市養育費確保支援事業補助金交付要綱の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第24号「見附市養育費確保支援事業補助金交付要綱の制定について」を説明いたします。

制定の理由でございますが、養育費の取り決めの債務名義化を促進し、養育費の履行の確保を図るため、養育費にかかる公正証書等の作成に要する費用として上限額55,000円、また、養育費の保証について保険会社と契約を締結する際に必要な費用上限額50,000円の補助金を交付し、ひとり親世帯の生活の安定が図れるようにするためのものであります。

条文について説明します。第1条につきましては、本要綱についての趣旨、第2条は補助金の交付対象者について、第3条は補助対象経費について、第4条は補助金の額を定めてあります。第5条は補助金の交付の申請について、第6条は補助金の交付決定について、第7条は申請の取り下げについて、第8条は実績報告について、第9条は交付決定の取消し及び補助金の返還について、第10条で養育費受給状況報告書の提出を定めています。第11条はその他として、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるとするものであります。

附則におきまして、この要綱は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第25号「見附市新生児聴覚検査費助成事業実施要綱の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第25号「見附市新生児聴覚検査費助成事業実施要綱の制定について」を説明いたします。

制定の理由でございますが、出生時に行う新生児聴覚検査の検査料について上限5,000円を助成することにより、全ての新生児が検査を受け、聴覚障害を早期に発見することで適切な措置ができるようにするものであります。

条文について説明します。第1条につきましては、本要綱についての趣旨、第2条は対象者について、第3条は検査の実施について、第4条は助成額について、第5条は助成の申請について定めています。第6条は支給の決定について、第7条はその他として、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるとするものであります。

附則におきまして、この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日以降に出生した新生児が受けた新生児聴覚検査から適用するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第26号「見附市放課後児童クラブICT化推進事業補助金交付要綱の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第26号「見附市放課後児童クラブICT化推進事業補助金交付要綱の制定について」を説明いたします。

制定の理由でございますが、放課後児童クラブに対し、Wi-Fi等の環境整備のための費用について100,000円を上限に助成することで整備を促進し、放課後児童クラブの業務の効率化を図ることや、利用児童が家庭と同じ環境でタブレットを活用した放課後の学習ができるように支援するものであります。

条文について説明します。第1条につきましては、本要綱についての趣旨、第2条は補助金の交付対象者について、第3条は補助事業について、第4条は補助対象経費について定めてあります。第5条は補助金の額について、第6条は補助金の交付申請について、第7条は交付の決定について、第8条は変更の申請について、第9条は変更の決定について、第10条は実績報告について定めています。第11条はその他として、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるとするものであります。

附則におきまして、この要綱は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第27号「見附市不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第27号「見附市不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を説明いたします。

一部改正の理由でございますが、不妊治療については医療保険各法の適用を受けることができる場合については、その費用の額から各制度の適用額を控除した額を不妊治療に要した額として助成額を算定するため、申請時の添付書類に付加給付の有無を確認するために必要な書類を加えるものであります。

附則としまして、この要綱は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第28号「見附市妊婦健康診査及び妊婦歯科健診の実施に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第28号「見附市妊婦健康診査及び妊婦歯科健診の実施に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について」を説明いたします。

一部改正の理由でございますが、現在実施している妊婦健診14回以内、妊婦歯科健診1回に加え、令和5年度からは、産後に実施する産婦健康診査についても2回以内についてを助成するため、題名を「見附市妊産婦健康診査及び妊婦歯科健診の実施に関する要綱」に改め、所要の改正を行うものです。

附則としまして、この要綱は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第29号「見附市妊娠・出産包括支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第29号「見附市妊娠・出産包括支援事業実施要綱」の一部を改正する要綱の制定について」を説明いたします。

一部改正の理由でございますが、家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられず、育児支援を必要とする妊産婦を対象に実施する産後ケア事業の利用者負担額及び委託料を改正するものであります。

産後ケア事業のヘルパー型の料金について事業委託先のシルバー人材センターの単価改定により、1時間あたりの利用者負担額を535円から550円に改めます。

また、助産師による訪問看護型の料金については、利用者負担額の改定はありませんが、市が助産師に対して委託する委託料の変更をするものであり、様式第4号中の見附市産後ケア事業委託料請求書の単価を、訪問看護型1回2,200円を4,800円に、訪問看護型(多胎)を新たに設け、1回7,800円とするものであります。訪問ヘルパー型は、1時間535円を550円に改めるものでございます。

附則としまして、この要綱は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第30号「見附市妊産婦、新生児等に対する訪問指導事業及び養育支援訪問事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第30号「見附市妊産婦、新生児等に対する訪問指導事業及び養育支援訪問事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を説明いたします。

一部改正の理由でございますが、本事業の対象者については、令和5年度から、産後2週間後及び1カ月の時点で行われる産婦健康診査により、把握することが可能となるため、第4条の対象者の把握をするものとして、従来の「妊婦一般健康診査受診票」を「妊産婦一般健康診査受診票」に改めるものであります。

訪問指導や養育支援訪問は、市職員のほか、外部に委託し実施することもあることから、第11条の見出し中「訪問指導料」の次に「及び委託料」を加えるもので

あります。

附則としまして、この要綱は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第31号「見附市紙おむつ用ごみ袋交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第31号「見附市紙おむつ用ごみ袋交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を説明いたします。

一部改正の理由でございますが、現要綱では、ごみ袋の種類及び枚数は、燃えるごみ指定袋の小（10リットル）とし、1カ月あたり10枚を3年分（3,600リットル）交付していましたが、市民からの要望に応えるため、3,600リットルの範囲でごみ袋の種類を選択できるように改めるものであります。

附則としまして、この要綱は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第32号「見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第32号「見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱の制定について」を説明いたします。

一部改正の理由でございますが、本協議会において組織する代表者会議並びに実務者会議の構成員に、関係機関等との連携及び協力体制の更なる推進を図るため、別表第1中の「警察・司法機関」に「新潟地方法務局長岡支局」を加え、別表第2中の「警察・司法機関」に「新潟地方法務局長岡支局総務課」を加えるものであります。

附則としまして、この要綱は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第33号「見附市フッ化物洗口事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第33号「見附市フッ化物洗口事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を説明いたします。

一部改正の理由でございますが、乳歯のむし歯予防を図るため、保育園等で実施するフッ化物洗口を市内すべての園で実施可能とするため、補助金の対象施設を拡大するものであります。

また、補助対象経費においては、フッ化物洗口剤のほかに、事業開始時に必要となるフッ化物洗口液保管用の冷蔵庫も補助対象経費に加えるものであり、第5条において、「補助金の額等」を定め、市は予算の範囲内において、補助対象経費の10分の10を上限として補助することができるものとし、新たに事業を開始する時に必要となるフッ化物洗口液保管用の冷蔵庫については、交付対象者1箇所に対し1

台を限度とし、50,000円を上限とするものであります。

附則としまして、この要綱は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第34号「見附市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第34号「見附市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を説明いたします。

一部改正の理由でございますが、本事業は保護者の疾病、仕事、その他の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった場合に、児童をショートステイにより一定期間養育を行う事業であります。ひとり親家庭等に対する優先的な利用の実施や経済的問題等により、緊急一時的に保護を要する母子が短期支援事業を利用できるようにするために所要の改正を行うものであります。

子育て短期支援事業利用料においては、利用負担額を定めていますが、世帯区分に「緊急一時保護の母親」を加え、事業単価も新たに設定します。母子でショートステイを利用することを可能とし、利用者負担額においては、生活保護世帯の区分の中に「母子家庭等で非課税世帯を含む」を加え、市町村民税非課税世帯の区分の中に「母子家庭等で課税世帯を含む」を加えるものとします。

また、本改正による事項に関し、関連する様式等を改めるものであります。

附則としまして、この要綱は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第35号「見附市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱の廃止について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第35号「見附市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱を廃止する要綱の制定について」を説明いたします。

要綱廃止の理由であります。令和4年4月から不妊治療が保険適用となり、従来の県の助成は令和3年度で終了してはいますが、経過措置として、保険適用移行期にすでに治療を受けていた方々の治療計画に支障が生じないように、令和4年3月31日までに治療を開始し、令和4年度内に治療が終了した場合は、令和5年3月31日まで本要綱の助成対象としておりましたが、その経過措置が終了することに伴い、本要綱を廃止するものでございます。

附則としまして、この要綱は、令和5年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第36号「見附市教育委員会文書規程の一部を改正する規程の制定について」を議題とします。教育部長に説明を求めます。

教育部長兼教育総務課長

議第36号「見附市教育委員会文書規程の一部を改正する規程の制定について」を説明いたします。

議第20号、議第22号と同様に、令和5年度の組織改正において、教育委員会所管の図書館、民俗文化資料館に係る管理、文化財の保護、文化財保護審議会に係る事務が市長部局の所管となり、これに合わせて公民館の管理とスポーツに関する事務も教育委員会から市長部局へ移管することから、教育委員会文書規程の一部を改正する規程の制定を行うものです。

条文において、第1条中の参照規則の誤りを改め、別表第2において関係業務の項を削るものです。

附則におきまして、施行期日を令和5年4月1日と定めるものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

以上で、本日提出されました議題の審議は全て終了しました。

これで、令和5年第3回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

15時00分 閉会

以上、会議の概要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び
議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

渡邊 茂夫

議事録署名委員

齋 木 可奈子

